

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
安 田 知 己 議員	3
1 国民健康保険について	
2 行政のデジタル化について	
土 村 秀 俊 議員	22
1 水道事業について	
2 女川原子力発電所再稼働への対応について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年3月利府町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
8番	伊勢英昭君	9番	安田知己君
10番	木村範雄君	11番	土村秀俊君
12番	高久時男君	13番	及川智善君
14番	永野渉君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	鈴木忠美君
18番	吉岡伸二郎君		

欠席議員（1名）

7番	羽川喜富君
----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木則昭君
秘書政策室長	鎌田功紀君
財務課長	後藤仁君
税務課長	折笠ゆき江君
町民課長	鈴木真由美君
生活安全課長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
子ども支援課長	鈴木義光君
都市整備課長	鈴木喜宏君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	嶋正美君

令和3年3月定例会会議録（3月12日金曜日分）

上下水道課長	名取仁志君
オリンピック推進室長 兼新型コロナウイルス臨時給付対策室長	佐藤浩幸君
収納対策室長 兼収納整理班長	鈴木啓義君
文化複合施設推進室長	近江信治君
会計管理者兼会計室長	菅野勇君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	宮本利浩君
教育総務課長	鈴木久仁子君
生涯学習課長	大谷浩貴君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局長	庄司英夫君
主 幹	大枝大将君
主任主査	姉崎裕子君

議事日程（第4日）

令和3年3月12日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第2条の規定により、7番 羽川喜富君から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番 木村範雄君、11番 土村秀俊君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

9番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔9番 安田知己君 登壇〕

○9番（安田知己君） おはようございます。9番、共産党議員団の安田知己です。今日は、私と土村議員の共産党議員団の一般質問2人なので、二人でちょっと話ししていたんですけども、お昼までは終わらせようと、てきぱきと質問していきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。じゃあ、行きます。

今回の一般質問定例会は2つの質問を通告しております。通告順に質問をしていきますのでよろしくお願いいたします。

1、国民健康保険についてです。

近年、国民健康保険は、国の負担割合の低下と低所得者層の増加によって加入者世帯の負担が年々増加しております。同じ所得、同じ家族構成でも、サラリーマン世帯と比較すると負担率は倍近くになっています。そのため、全国では滞納者が増え、資格証明書や短期保険証の発行も増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、フリーランスな

どの個人事業主の収入が減少している状況も見られます。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（１）被保険者の所得に占める保険税割合を引き下げ、納められる国民健康保険税にしてはどうでしょうか。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯への国民健康保険税の減免制度及び傷病手当を恒常的な制度としてはどうでしょうか。

（３）新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象者に、事業主を加えてはどうでしょうか。

（４）子供の数に応じてかかる均等割について、独自に減免する自治体が増えております。子育て支援の観点から、子供の均等割廃止に踏み出すべきではないでしょうか。

（５）コロナ禍により個人事業主は深刻な経済状況にあります。短期保険証が発行されている被保険者の家計はさらに深刻な状況にあると考えられます。それらを考慮して短期保険証の発行は当面中止すべきではないでしょうか。

次、２番の行政のデジタル化についてです。

菅内閣は、デジタル化の推進を最重要課題の一つに掲げています。行政のデジタル化は社会全体の効率化とコスト抑制を図るとともに、一人一人に対しても公平かつ迅速に最適なサービスの提供を可能にするとしております。また、官民一体となったデータ流通の促進やサービス同士の融合で経済の活性化を促すとも言われております。

そこで、以下、町の考えをお聞きします。

デジタル改革関係閣僚会議では、学校や医療などのオンライン化、各府省、地域でばらばらになっている情報システムの標準化・共通化が検討されています。地方自治体が保有しているシステムを標準化・共通化するという事は、地方の独自性や多様性が失われ、画一化・中央集権化が進むことは考えられないでしょうか。

（２）インターネット環境やスマホなどを所有していない人は行政のデジタル化に取り残される可能性があります。どのようにしてデジタルデバイドの解消を図るのでしょうか。

（３）行政データの流失や個人情報の漏えいをどのようにして防ぐのでしょうか。

２つです。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、国民健康保険について、２、行政のデジタル化について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の国民健康保険についてお答え申し上げます。

まず、（1）の所得に占める保険税割合の引下げについてでございますが、本町の国民健康保険税につきましては、国の基準や宮城県国民健康保険運営方針に沿って、加入者の所得に応じて負担する応能割と加入者全員が均一に負担する応益割により税率を定めており、この保険税を財源の一部として国民健康保険特別会計を運営しているところであります。

議員御提案の所得に対する応能割合分を引き下げするためには、引き下げた保険税分を確保するため、加入者全員の応益割合分の引上げが必要となり、これまで以上に低所得者の負担が増えることが想定されるため、慎重に検討することが必要であると考えております。

次に、（2）の保険税減免制度及び傷病手当の恒常化についてでございますが、本制度については、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した方々への臨時的な救済措置であり、町としてこの制度を恒常化するためにはさらなる財源が必要となるため、実施は困難であると考えておりますので、御理解願います。

次に、（3）の傷病手当金の対象に事業主を加えることについてでございますが、昨年の6月定例会において土村議員に答弁しておりますように、事業主への支援拡大については、各保険者の裁量で行うことが可能とされております。しかし、国の財政支援がない現状においては、個人事業主を対象に加えることは困難な状況でありますので、御理解願います。

次に、（4）の子供の均等割の廃止についてでございますが、現在18歳までの子供の加入者は約500人であり、均等割の課税額は約1,600万円となっております。令和3年度の国民健康保険特別会計については、加入者の負担軽減を図るため財政調整基金の取崩しを行いながら予算編成を行ったところであり、議員御提案の子供の均等割の廃止を行うためにはさらなる財源が必要となるため、現在のところ実施は困難であると考えておりますので、御理解願います。

しかしながら、今国会に、令和4年度から未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減する制度の創設などを盛り込んだ全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が提案されていることから、本町といたしましても、審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、（5）の短期被保険者証の発行中止についてでございますが、昨年の9月定例会において土村議員に答弁しておりますように、本町におきましては、宮城県が定めた短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付に関する指針に沿って、利府町国民健康保険税滞納者に係る措

置の実施要綱を定め、納税相談等に応じない方や納税意識の極めて低い納税者に対し、短期被保険者証の交付を行っております。議員御指摘の家計の状況が深刻な方への短期被保険者証の交付の中止につきましては、町としても納税相談等の機会を捉え、保険税の減免や納税猶予などの救済措置につなげ、家計への負担が生じないように努めておりますので、御理解願います。

次に、第2点目の行政のデジタル化についてお答え申し上げます。

まず、（1）の地方の独自性・多様性の喪失及び画一化・中央集権化の進行についてでございますが、国のデジタル改革関係閣僚会議や総務省自治行政局によりますと、システムの標準化・共通化の対象は、住民基本台帳や税などの分野をはじめとする17業務の基幹系システムに限定されています。これは市町村の全ての情報システムを標準化・共通化するものではなく、別途改修も可能であることから、議員御指摘の地方の独自性・多様性の喪失にはつながらないと認識しております。また、これらの基幹系システムの標準化・共通化に伴い、市町村における事務の効率化や財政負担の軽減が図られ、将来的な行政のデジタル化に向けた基盤整備の足がかりとなることにより、議員御指摘の官民一体となったデータ流通の促進が期待されるなど、よい意味で画一化が進むものと考えております。

本町においては、既に第4次総合情報システムの更新により、基幹系、内部管理系、情報提供系システムのクラウド化や全国の自治体との共同化が実質的に実現され、事務の効率化や財政負担の軽減を実感しているところであります。今後も独自性のある政策実現と事務の効率化、財政負担の軽減を両立できるよう、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、（2）のデジタルディバイドの解消についてでございますが、現在、国の指導により光回線や携帯電話網の整備、施設公共無料Wi-Fiの普及推進、携帯電話料金是正など、様々な格差の是正策が進められております。さらに、スマートフォンの普及拡大によるインターネットのライフライン化等により、地域間の情報格差はほぼ解消されていると思われま

す。また、昨日の一般質問において鈴木晴子議員に答弁しておりますように、総務省の令和2年情報通信白書によりますと、個人のインターネット利用者割合は年々上昇しており、2019年の年代別割合では50代以上の方の利用率が8割以上となるなど、今後も一層普及が進み、個人間の情報格差も徐々に解消される方向にあると考えられます。

町といたしましては、国の動向を注視し、デジタル化の普及促進を図りながら、デジタル利用が困難な方に対して従来どおりの紙面による情報提供を引き続き行うなど、対応してまいります。

最後に、（3）の行政データの流出や個人情報の漏えいについてでございますが、町が管理する住民基本台帳や戸籍などの情報は最も重要な個人情報であり、その流出や漏えいは決してあってはならないものです。本町においては、利府町情報セキュリティ基本方針及び利府町情報セキュリティ対策基準の厳守により、住民記録や税情報などの情報資産の保護に努めてまいりましたが、今後も研修などを通して職員への再認識を促すなど、情報流出、漏えいの防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○9番（安田知己君） ちょっと通告の質問の前に、ちょっと予算特別委員会での話なんですけれども、予算特別委員会で私、国保の話したんです。その質疑で、国保の運営協議会では国保が高いという意見など出なかったのでしょうかというような質問をしたところ、そういった意見はなかったというような答弁を班長からいただきました。班長の答弁に対して、やっぱり国保の負担が大変だとか、あとは加入者の苦勞をぜひ運営委員会にも届けてほしいというような要望のような質問をしたんです。それに対して課長が最後ちょっと答えてくれたんですけれども、協議会のほうには国保税の負担が大変だという意見などは届けていますと、そういうような答弁だったんです。ちょっとそこで私感じたんですけれども、国保の運営協議会には国保税が高いという意見は届けていますけれども、協議会ではそんなにその国保税が高いと感じていないのかなという、そういうことなのかなとちょっと思ってしまっただけなんですけれども、ちょっともう少しその辺をどうなのか、ちょっと聞いてみたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

まず、国保運営協議会につきましては、国民健康保険特別会計の予算や決算、保険税に関することなどにつきまして、法に基づき御審議をいただいているところでございます。国保運営協議会の委員の皆様からは、財政調整基金の状況や国保税の見通しなどにつきまして御質問等はいただいております。

町といたしましては、国民健康保険制度の改革、財政支援を継続的に宮城県町村会や塩釜地区広域行政連絡協議会などを通しまして国や県に要望していること、それに伴いまして、国や県の国保の動向などにつきまして御説明させていただいているところでございます。また、国保運営につきましては、先ほど来お話ししておりますが、財政調整基金の取崩しを行うことで加入者の御負担にならないよう財政運営を行っている現状を御説明いたしまして、委員の皆様

に御理解をいただいているところでございます。今後、この御意見を報告させていただきますとともに、町民に負担の公平性を保ちながら医療費の適正化を図る国保運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 協議会でも国保の加入者が大変だということは理解しているということだったんです。ちょっと予算委員会でのやり取りがあんまりかみ合っていなかったんじゃないかなと意見があったんで、ちょっと聞いてみました。理解いたしました。

では、質問に戻ります。

コロナ禍におきまして、国保加入者の経済状況の悪化も見られる状況です。滞納の状況というのは今どうなっているのか、そのところをちょっと詳しくお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 収納対策室長。

○収納対策室長兼収納整理班長（鈴木啓義君） お答えいたします。

コロナの影響による国保税の滞納状況につきましては、全体は把握はしておりませんが、コロナが発生しました今年度と前年度の収納率を2月末時点で比較してみますと、現年度分で収納率が78.99%で0.1%の減ということになっております。過年度分につきましては23.32%で0.6%増ということになっておりますので、ほぼ横ばいになっている状況でございます。

なお、コロナ禍におきまして、今回新たに創設しました徴収猶予は、減免措置、それらを行っている世帯が増えてきたということで、その状況をお話ししますと、コロナの事業収入が減少したことにより国保税を徴収猶予申請した方は2月末時点で7件でございます。猶予額は72万5,900円。一方、国民健康保険税を減免した方、これにつきましては71件、1,143万6,300円でございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 71件の減免もありましたし、ただ、滞納のほうを見るとあまり変わっていないということで、皆さん、自分の生活が大変でも国民健康保険税だけは一生懸命頑張って払っているんじゃないかなという状況も考えられると思います。

全国知事会、全国市長会などでは、今の国保制度は被保険者の所得水準が低くて保険税の負担率が高いという構造的な問題があることを強調しております。その問題解決のためには、抜本的に国が公費を増やすこと。それにより国保税の引下げができると言っております。そして、

それを国に強く要望しております。現状、国の動向や、あとは県の動きなど、どのようになっているのか、もし詳しい情報などあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

国の動向といたしましては、先ほど町長が答弁しておりますとおり、令和4年度からの未就学児に係る均等割額につきまして、その5割を公費により軽減する新しい制度の創設が予定されております。

また、令和6年度からの都道府県国民健康保険運営方針の記載事項といたしまして、保険税の水準の平準化に関することを必須事項とする改正や、本町としては今のところ該当ございませんが、一般会計からの法定外繰出金の解消も進められているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今のちょっと答弁で気になったところは、利府町は該当していないけれども、一般会計からの法定外繰入れの解消も進められているというところがあったんです。そうすると、やっぱり全国では、利府は法定外繰入れしていないですけども、やっぱり大阪とかあっちのほうはいっぱいこうやっていますから、やっぱり今後、国保税ってますます高くなる可能性があるんだということがちょっと分かってくると思うんです。全国知事会では公費に1兆円を投入することによって国民健康保険が協会けんぽ並みに抑えられるとしております。やっぱりこれは引き続いて国に対して国保負担の要望を強めていかなければならないんじゃないかなと思うんですが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

議員御提案の国への要望につきましては、国民健康保険への財政支援など、先ほども御説明いたしました、宮城県町村会などを通して引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） では、次に（2）の減免制度と傷病手当について質問いたしたいと思ひます。

国保の減免制度の申請、先ほど71件あったということで、傷病手当はまだなかったんですよ、多分。やはりこの減免制度や傷病手当自体を知らない人が多いんじゃないかなと感じるん

です。ちょっとそこでもう一度確認しておきたいのですが、前回これ土村議員も聞いたと思うんですけども、国保の減免制度や傷病手当の周知方法っていうのは今どのように行っているのか、もう一度ちょっと教えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

周知方法につきましては、昨年の6月17日に発送いたしました納税通知書にチラシを同封しているほか、広報紙には7月から1月までの間に計4回掲載させていただいております。そのほか、ホームページやLINE、行政情報モニターを活用いたしまして周知に努めているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国保税の納税通知書と一緒に減免制度や傷病手当に関するチラシを同封しているということですが、あとホームページに掲載とか、広報紙に載せたり、あとLINEも活用しているということですが、やっぱり国保加入者の生活っていうのは日々変化していると思うんです。減免制度や傷病手当の予算っていうのは国から来るものですから、やっぱりもう一度このお知らせを詳しく周知する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

これからも広報紙、LINE、行政情報モニターの活用など、いろいろなツールを活用いたしまして、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり国保税が払えないときの減免や免除の申請について、やっぱりほとんどの人が知らずに困っているという情報もあります。これは後でお話ししますが、やっぱり国保加入者への情報提供をしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、（3）の事業主を傷病手当の対象にということについて質問したいと思います。

新型コロナ対策の一環として、国保加入者の一部も特例的に傷病手当の対象となりました。全国の自治体では、今回のコロナ対策の傷病手当支給について事業主も該当させるという条例を制定した町、あとは市があるわけですけども、町としてそういった市町村の、自治体の状況っていうのは把握なされているでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

傷病手当の条例制定のほかの自治体の把握につきましては、県内では1自治体、県外では複数の自治体を実施しているということで把握をしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり町としていろいろ情報は把握していると思うんです。隣の松島町が事業主を傷病手当の対象としたそうです。それで国保に傷病手当制を導入したことというのは、やっぱり個人事業者の人にとっては非常に明るいニュース、展望の一つになるわけですが、やっぱり給与所得のある人だけではなくて、個人事業主に対しても、やっぱりコロナに感染してしまった場合は安心して休んでもらう必要があると感じます。やっぱり個人事業主に対しても傷病手当を支給することについて、町として検討してもいい時期ではないかを感じるんです。町長に、それに対して、その考えについてちょっとお聞きしたいんですけれども、どうでしょうか、何か。ぜひ事業主をと思うんですけれども、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

課長答弁いたしましたが、なかなか厳しい状況かなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町にお金がないということは理解してはいるんです。でもやっぱり、しかし、コロナ禍において個人事業者の人っていうのもやっぱりそのコロナ感染など大きな不安を抱えながら仕事をしていると思います。やっぱりそういった不安を少しでもなくすことが今求められているのではないかなと思うんです。これ以上言っても多分答弁困ると思いますから止めますけれども、いつコロナが終えんするか分からない状況ですので、ぜひ今後の検討課題にして研究していってほしいと思います。

では、次、（4）の子供の均等割について質問いたします。

国保に加入している子供っていうのは今、まず、ちょっとそこをお聞きします。国保に加入している人数何人いるのかちょっとお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします

国保に加入しているお子様の数ですか。すみません、18歳以下の子供の数につきましては512ということで把握しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国保に加入している子供の数512で、いろんなどころと比べるとやっぱり子供が多いんだということが分かりました。

国保に加入している子供の数500ということですが、その中で国保の減免対象になっている子供ってというのは何人いるんでしょうか。国保の減免ってというのは7割、5割、2割とありますから、例えば、7割減免されている子供は何人とか、あと5割減免されている子供は何人というような細かな数字が分かればちょっとそこを教えていただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします

軽減の対象となっているお子様につきましては、令和3年2月末現在で、7割軽減のお子様は121人、5割軽減のお子様は86人、2割軽減が80人、合計で287人となっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 国保税が軽減されている子供の数は合わせて287人ということで、町の国保に入っている子供の数512人に対して287人ですから、半分以上の子供が軽減対象になっているということが分かりました。

国保税が軽減されているということは所得が少ないから軽減されているわけで、やっぱりそこをどう捉えるかだと思うんです。子供の均等割をなくしたときというのを何か試算すると1,600万ぐらいという話だったんですけれども、私はやっぱり子供の均等割ってというのはこれからなくしていくべきだと感じるんですが、町としてやっぱりその辺についてどう考えているのか、もう一度ちょっとお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします

子供の均等割をなくした場合の試算につきましては、先ほど町長の答弁しておりますとおり、約1,600万円と見込んでおります。この子供の均等割をなくした場合には、先ほど御説明いたしました軽減者の人数に応じまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担している保険基盤安定負担金、こちらのほうも減額されることが想定されますので、子供の均等割をなくすことにつきましては慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱりお金のことで難しい問題なのは理解しているんですけども、やっぱり近年この近くの自治体でも国保税の子供の均等割をなくす施策というのが行われているんです。例えば、仙台市や石巻市は3割減免を実施しております。美里町では5割減免を行っておりますし、そして隣の松島町、亶理町も、あと償還払ってちょっと問題はありますが、それでも大郷町でも10割減免を行って子供の均等割を廃止しております。やっぱりそういった自治体の考え方を参考に、町でも子供の均等割に対する軽減を考えていただきたいと思うんです。例えば、全部は無理だとしても、子供の均等割を3割減免するとか、あとは3人目の子供の国保税を免除するなど、工夫すれば子育て世帯の負担の軽減が図れると思うんですが、それに対していかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします

子供の均等割の減免や廃止につきましては、町長答弁のとおり、今国会におきまして、令和4年度からの未就学児に係る均等割額につきまして、その5割を公費により軽減する制度の創設などを盛り込んでおります全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が提案されておりますので、そちらの状況を見極めながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 子供の均等割をなくした場合、約1,600万かかることや、あとは国保の財政基金を見ますと、非常に町の状況は厳しいということは理解しております。ですが、やっぱり子育て支援の町として、やっぱりここは国の、町長の腕の見せどころなんですけれども、国の力も引き出しながら子供の均等割を軽減するように頑張っていただきたいと思います。ちょっと、どうでしょうか、町長。応援する立場で、これから頑張ってもらいたいんですけども。子供の均等割についてちょっと意見を求めたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

エールを送っていただきありがとうございます。

まずは国保ですから、やっぱりもう安田議員御案内のとおり、先ほど1兆円投入しなきゃいけないということ。1兆円っていうと消費税1%が2.5兆円ですから、やっぱりそれなりの国費が本当に必要になってくるかなと思っております。また、自治体もやはり税収をいかに上げて

いくつかということ私たちも必死に、必死にやっています。ですので、エールをエールとして素直に受け取りたいと思いますので、しっかりと頑張っていきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、次に（5）の短期保険証の発行についてお伺いします。

坂病院に医療相談室っていうのがあるんです。この医療相談室には、入院と外来にかかわらず、コロナ禍において国保加入者の相談が増えているそうです。相談の内容としましては、失業したとか、収入が減ったとかで医療費が払えないというものが多いそうです。そのような人は国保税の支払いもできていないという状況が多いそうです。坂病院の相談員の話では、患者さんから医療費が払えないという相談を受けて、そこで様々な制度に結びつけようと話を聞いているそうなんですけれども、そこで初めて国保の減免制度を知ったという人がほとんどだそうです。そして、その減免制度やそういった制度があればもっと早く知りたかったという声をたくさん聞くそうです。短期保険証の発行よりも、やっぱりまずは国保法44条の制度をもっと使いやすくして、やっぱり患者さんが知りたいという情報をしっかり伝わるように周知していくようにしていくほうが私は必要だと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

国民健康保険法第44条に規定する診療時の一部負担金の免除制度の周知につきましては、決算特別委員会で班長が答弁しておりますとおり、広報やホームページなどを活用いたしまして周知に努めてまいりたいと思っております。また、入院時に窓口負担が少なくて済むように、限度額適用認定証の利用促進についても周知してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 最初にも言いましたけれども、国保の大きな問題は、大企業の労働者の加入する組合健保や中小企業の労働者が加入する協会けんぽなどの保険と比べると、国保は所得が低いのに保険税が一番高いという、そういった実態があるからだと思います。今日はここで終わりにしますが、少しでも国保制度がよくなるように、加入者の状況をしっかり見極めて、課題解決のために力を尽くしていただきたいと思います。

では、大きい2番の行政のデジタル化についてお聞きします。

国は自治体に対して、2025年までに基幹系情報システムをクラウドなどの標準化・共通化の

基準に適合したシステムへ移行するように求めています。自治体の業務システムの統一化・標準化のメリット、あとはデメリットはどんなことがあるのかちょっと教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

メリット・デメリットということでございますが、まずメリットといたしましては、標準化され、このシステムが確立化されますと、そのスケールメリットによりまして各社電算会社での価格競争が激しくなるということが予想されます。結果としては、そのシステムの開発費用が安価となり、安く抑えられるといったことで、自治体においては財政負担が削減されるということが期待されております。また、税法ですとか、そうした各種の法制度の改正などへの対応も、国が仕様を誘導して、主導して決めることでスムーズ化につながるといったこともメリットの一つかなと。あともう一つは、契約が普通は5年契約とかで運用しておりますけれども、業者選定などで業者が替わった場合など、そうした場合にデータの移行などについてもこれまで以上容易になるといったメリットがございます。

一方で、デメリットといたしましては、自治体独自の制度、例えば、子ども医療費の助成制度ですとか、各自治体でそれぞれやり方違うわけですが、そういった場合のカスタマイズが必要な場合、当然ながら追加でのオプションの経費といたしますか、そういったことがかさむということがございます。

それぞれ一長一短ありますけれども、ここは実際に運用が始まってみないとちょっと分からない部分もあるというふうに認識しております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ありがとうございます。今、分かりましたけれども、デメリットのところで子供の医療費の助成をするときにカスタマイズにお金がかかるというか、それは後でちょっとお話ししますけれども。

一番私が思うのは、デジタル化の最大の弱点としまして、やっぱり電力がないと使い物にならないところじゃないかなと思うんです。東日本大震災から昨日で10年が過ぎましたが、あのときもしばらく停電だったと思うんです。最近大きな余震もあったんですけども、やっぱり幾ら便利なものでも災害時の停電などでやっぱり使えなくなるんじゃないのかなと思います。従来どおりのアナログでの情報提供や、あとは申請方式、そういったものを今後、これからも大切にしていける必要があるんじゃないのかなと思うんですが、その辺について町の考えをお聞

きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答え申し上げます。

パソコンですとか、スマホ、携帯など、デジタル機器については最終的には電気がなければ動かないというわけでございますけれども、災害時における停電などで電力がダウンした場合には、デジタルがあるがゆえに、デジタル回線が、電力がダウンしてもデジタル回線がつながっているということになれば、むしろ情報がスマホですとか、パソコンで取り込めると。バッテリーがありますので、電力がなくても電池で動くというそのメリットもあるということなので、全く使い物にならないというわけではないというふうに考えております。

ただし、デジタル機器については今後もさらなる普及が図られていくものと思っておりますけれども、昨日もお答え申し上げたとおり、どうしてもデジタル利用が困難だというような方々、1人ももちろん取りこぼさないというような進め方はしていくわけですが、どうしても高齢者ですとかについては、従来どおりの、例えば、紙媒体による情報提供、そういったことについても引き続き実施をしていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 分かりました。これからも紙媒体も大切にしていこうという答弁があったので納得しました。

それで、システムの統一化・標準化がもたらす問題について、この間、政府が推進してきました自治体クラウドの例をちょっとお話ししたいと思います。

ある自治体では、日本共産党の議員が3人目の子供の国保税の免除や、あとは65歳の重度障害者の医療費の窓口負担の減免をしてはどうかと、そういった提案をしたんです。それに対してその首長が、自治体クラウドを採用しており、町独自のシステムのカスタマイズ、仕様変更はできないと、そういった答弁をしているんです。ちょっと本当なのかなと思ったんですけども。やっぱり住民サービスの向上よりもシステムに自治体の業務内容を合わせるということが実際に起こっているんです。やっぱり国が進める標準化とは、やっぱり政府やデジタル省がつくった鋳型にぴったりとはまるものしか認められないというような懸念が私はちょっと感じるんです。地方自治体の多様性と独自性を失わないように慎重に取り組んでいかなければならない問題だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

国におきましては、標準化を業務プロセスの標準化ということと、あと情報システムの共同利用ということでもありますので、システムのほうに業務を合わせていかなきゃいけないということ、これはどうしても必要になると、基本になると思います。

本町においては、前回の第4次総合情報システムの更新時に、業者さん側のシステムに業務を合わせて行うというようなノンカスタマイズ運用というものを既に行っております。ただし、ノンカスタマイズといっても、どうしても、先ほど申し上げたような町独自の制度に合わせなきゃいけないという場合については、町で委託している業者さん側のほうでは、技術的なカスタマイズは可能だということがございますので、それで応じていただいているということです。もちろん、その分の費用と負担はオプションで生じてきますけれども、そういう運用は今後も可能だということでお話もいただいておりますので、以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） やっぱり利府町の特色ってあるわけですから、その特色を失わないようにしっかり慎重に取り組んでいただきたいと思います。

次に、（2）のデジタルディバイドについてお聞きしたいと思います。

行政がデジタル化すると、それを利用するために私たち町民、特に高齢者など、いろんな人いると思うんですけども、そういった人たちはどんなツールを準備しなければならないのか、基本的なことなんですけれども、簡単にでいいんでちょっと教えていただけますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） 基本的に必要なツールということになれば、パソコンですとか、タブレット端末になりますけれども、あとはスマートフォンがあれば全て完結する。あとはそれに伴うWi-Fiの環境ですとか、そういったものが必要になると思われれます。特に最近のスマホの中では、高齢者向けの簡単スマホと言われるもの、大型画面の機種ですけれども、そういったものも多くなってございます。そういうもののニーズが増えていくものと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今答弁していただきましたが、タブレットとか、スマホとか、あとパソコン、インターネット環境がなければ、自分でそれが準備できなければその恩恵を受けることができないと、そういうことだと思うんです。

では、スマートフォンやインターネットを使えない、例えば、手が不自由な障害者とか、あとはデジタルを使いこなすことが困難な高齢者は、行政がデジタル化しても何もいいことがないと、恩恵が何もないということになってしまうんじゃないかなと思うんです。町として、スマホやインターネットを使えない障害者、あとは高齢者、こういった方々にどういった支援をしていくのか。もし何か具体的に考えていることがあるのであれば、ちょっとお願いしたいと思うんですが。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

計画はこれからということになりますけれども、町としては、国が、高齢者が身近な場所で相談ですとか、学習を行えるということを中心にデジタル活用支援事業、こういったものを間接的に支援、入れ込んで、デジタルディバイド、格差の解消を進めていくとされております。

まずは、昨日も鈴木晴子議員の質問にもお答えしたとおり、デジタル機器が苦手な高齢者の方々に対しましては、携帯電話会社と連携いたしまして、例えば、社協ですとか、老人クラブですとか、シルバー人材センターですとか、そういった団体ですとか、あるいは町内会、そういったコミュニティーの単位の中で、マイナンバーですとか、マイナポータルに関する知識を深めていただくための出前講座ですとか、そういったものを、まず可能なものから計画ができればなということで今後検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） まず、各携帯各社は高齢者に対して今ガラケーからスマートフォンへ乗換えを積極的に宣伝しておりますが、やっぱり高齢者がスマートフォン使うとなると、まずアカウントの登録とか管理っていうのが大変難しいという問題があると思います。スマホ利用時は様々なアカウントが必要になりますし、それを忘れてしまうと、このアプリが入れられなくなったり、バックアップが取れなくなるなどの不便が増えることになります。まず初めにスマホを利用する上で、AndroidっていうとGoogleアカウント、Appleっていうか、iPhone、これはApple IDが必要になります。ここでつまづく方が大勢いらっしゃるという話を聞きました。スマホの設定では、携帯会社のショップによっては設定をお手伝いしてくれるところがあるんですけども、やっぱり個人情報の兼ね合いで、全ての設定を手助けするのは難しいんだという意見をショップの店員からお聞きしました。携帯ショップでも個人情報の兼ね合いで対応するのが難しいという問題を、これをどうやって支援していくのかっていう問題があると思うんで

す。町にこれ聞いてもちよっと難しいんじゃないかなと思うんですけども、何か解決策とか、やっぱり国のほうから何か出てんのかなと思うんですけども、そういった解決策、何かあればお聞かせしてほしいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

これは大変、非常に難しい問題ではございますが、国が主導的して格差解消をこれから図っていくということでございまして、紹介のあった事例については、専門的な知識や指導方法が確立されている事業者側がそれぞれユーザーさんに、高齢者も含めて、使い方等について説明すべき事項であるということで、事業者側と、あと行政との役割分担もされているものと理解しております。

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたような、身近に町としてできるものについては、講習ですとか、そういう出前講座ですとか、そういったアウトリーチ型の相談に応じるだとか、出前講座的なものの講習会を開催していただくとか、そういったものを小まめに丁寧にこつこつと続けていくということになるのかなと、それ以外にないのかなというふうにも考えておりますので、その辺は今後も模索しながら進めていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） パソコンとかスマホはやっぱり個人情報ということで、やっぱり家族とか身内が助けてあげるのが一番いいのかなと感じるんですが、家族や子供、孫に聞いても、やっぱり何か面倒くさがってなかなか教えてくれないんだというような方、議員の中にも多分いらっしゃると思うんですけども、そういうことを経験した方がいらっしゃると思うんです。やっぱりスマホとかパソコンのことを親や高齢者から聞かれたら、やっぱり面倒くさがらないで最大限に助けてあげることが必要なんじゃないかなと私も感じておりますし、そういった呼びかけもこれから必要になってくるんじゃないかなと思います。

ちょっと話を戻しますけれども、次に、マイナンバーカードについて、ある自治体の例を挙げるので、少し考えていただきたいなと思うんです。

このある自治体では、移動困難者対策のタクシー運賃助成制度を2022年度に紙の登録証と利用券を廃止してマイナンバーカード利用への完全移行をすると、そういった方針を明らかにしたんです。それで、マイナンバーカードを持っていない高齢者などの利用者を排除するものなのだと、排除するものなのでやっぱり批判の声、これ今上がっております。デジタル化によっ

て行政の効率化を口実に置き去りにされる人、されそうな人が実際に出てきそうなんです。

やっぱり町として、マイナンバーカードがなければ行政サービスが使えないということがないように、やっぱり行政のデジタル化を進める上でも誰一人取り残さないという考え方で臨んでもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

町としても、もちろん誰一人取り残さないというような考え方で取り組んでまいりたいと思いますが、国においては、高齢者が身近な場所で相談、学習を行えるようにする、先ほども申し上げたようなデジタル活用支援員、実証実験を行っておりますが、実際にその事業者に対して補助も行って格差の解消を推進しているということです。なかなかマイナンバーについても、利府町については今27%ぐらいの普及率ということで、県内でも大分高いということがございます。これからも、まずもって高齢者の皆さんにもマイナンバーを取得していただくための方策とございますか、そういったところを引き続き促していきたいと考えておりますので、これもまた繰り返しになりますけれども、そういったアウトリーチ型の相談ですとか、出前講座的なもの、そういうものを取り入れながら普及に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 今マイナンバーの普及の話で、それに対してここで議論するともう時間なくなるので止めますけれども、マイナンバーがなくても何とかそういう人たちが、それがなくてもちょっとサービスが受けられるような、そういった道は残しておいてほしいと思います。

政府の方針では、サポートセンターとか、そういったところでデジタルを習得しようと、習熟せよというふうに求めるだけで、経済的な事情でスマホが買えないとか、IT機器を準備できない人に対する支援ってやっぱり具体的にあまりないんです。

そこでですけれども、東京の渋谷区、多分御存じでしょうけれども、渋谷区では高齢者にスマートフォンの貸与を行う予定です。住民のやっぱり情報格差をなくすことが狙いで、渋谷区の防災アプリを事前にインストールする予定なので、災害時には避難指示や避難所の開設状況も分かるようにするそうです。3,000台を貸し出す見込みで、端末通信や通信料は区が負担するんです。もうすごいことだなと思うんですけれども。やっぱりお金がかかるから、あまりお金のかかることは言いたくはないんですけれども、こういった取組を参考にして、あと国からのくらいそういったこれからお金が入ってくるか分かりませんが、こういった取組を参

考にすれば情報格差の解消につながると思うんですが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

まずもって、今、事例を挙げていただいた渋谷区の例なども、こちらでもちょっと調べさせていただいたところ、令和3年度予算で3億6,500万計上しているということで、もちろん規模が違いますので、財政力も全く違うということで、単純に3,000台で割りますと1台当たり30万以上かかるというような事業になっているようです。

昨日も鈴木議員の質問にもお答えしたとおり、貸出し等については当然財政負担も生じるということでございます。これからの機器の普及状態や状況、かなりスマホの料金なども値下げがされてくれば、大分普及も、かなり高齢者においても進んでいくかなというふうに考えられますので、その辺のニーズっていいですか、その辺も見極めまして、事業の採算性といいますか、費用対効果、あるいは国のデジタル関連の予算がこういった形で配分されるのっていいですか、というところも見極めながら対応していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） ぜひいろいろ、いろんなところでこれから取り組んでくると思うので、研究していただきたいと思います。

次に、（3）のデータの流出、あとは個人情報の漏えいについてお聞きします。

今回行政のデータの流出についてはちょっとやらないっていうか、長くなっちゃうんで、その辺はちょっと質問しないんですけれども、個人情報で話をちょっとしたいと思うんです。

スマートフォンから個人情報が勝手に送信されるアプリが大量に見つかったとか、そういった事件が結構今起こっているんです。行政のデータ化で、行政がデジタル化すると、今まで以上に高齢者を狙った詐欺というの、そういったのが増加してくるんじゃないかなと予想されるんですけれども、町のほうとしてはそれをどういうふうに捉えておりますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策室長。

○秘書政策室長（鎌田功紀君） お答えいたします。

当然デジタル化が進んできて普及してくれば、同時に悪質な手口が増えてくるということは予想されるかなということで、特にガラケーからスマホに替えるということになれば、そのリスクもなおさら増えてくるということは考えられます。当然ながら、それを防ぐということは

自己防衛という部分もかなり大きく占めるということになりますので、そういう被害に遭わないような対策、そういったものを普及啓発をしていく必要はあるかなと思います。悪質なケースについては、もちろんこれは警察側の範疇になるわけですが、そういった事案がこれから国、県のほうでもかなり積極的にPRっていいですか、防止のための普及啓発が図られていくものと認識しております。町としても、それに付随して、広報啓発を様々な機会を捉えて、広報紙等も含めて行っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 安田知己君。

○9番（安田知己君） 町としても、これからいろんなことが、どんなことが起こるか想像つかないところもあるんで、それを模索しながらこれからやっていくんだというような答弁だったと思います。様々な情報がオンラインでつながると、情報の流出のリスクが高まって、これはゼロにすることはできないと思うんです。また、システム障害が行政事務そのものをストップさせてしまうという危険性も高まると思います。デジタル化を進めるためにはやっぱり長い時間が必要だと思いますし、すぐに効果を見せようという短期的な目標だけでは、単なるオンラインシステムが出来上がるだけだと思うんです。今後も町の柔軟な対応を求めまして、今回質問を終わりにしますので、本当にどうもありがとうございました。終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、9番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） 11番、共産党の土村でございます。安田議員が12時まで終われというお話がありましたので、スピーディーな答弁をしていただければ12時まで終わると思います。

それでは、質問通告を読み上げます。

質問事項は2点です。

1つ目、水道事業についてであります。

（1）来年度実施予定の県の水道事業民営化による本町の水道事業への影響について、どのような想定をしているのか。

（2）総務省の指導により、県内全市町村が参加をする宮城県水道事業広域連携検討会が開催されています。本町としては水道事業の広域連携についてどのような考え方で臨んでいくのか伺います。

（3）県の広域水道料金の動向や近隣自治体の水道料金の状況を踏まえ、本町の水道料金の価格設定の改定を検討する考えはないかです。

2番目の質問、女川原子力発電所再稼働への対応についてです。

（1）利府町防災計画での原子力災害時の対応について、見直しを検討する考えはないか。

（2）石巻市が策定をした避難計画で本町が避難先に指定されていますが、受入体制の課題について石巻市との協議は進んでいるのかどうか伺います。

（3）令和4年度に予定……4年度以降ですね、4年度以降に予定されている女川原子力発電所再稼働に対する町民の声を、町長としてはどのように受け止めているのかです。以上です。

そして、再質問についてですけれども、議長の許可をいただいておりますが、質問事項の2から行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、水道事業について、2、女川原子力発電所再稼働への対応について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の水道事業についてでございますが、（1）と（3）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

現在、宮城県が来年4月からの事業開始に向けて取り組んでいるみやぎ型管理運営方式に關しまして、20年間の運営権を民間事業者売却するものであり、企業が有する経営ノウハウや技術力を最大限に活用し、コストの削減を図ることによって経営基盤の強化や安定化の実現を目指すものであります。この運営方式の導入に当たっては、サービスの低下、水質の悪化、料金の高騰などが懸念されておりますが、経費等の削減額や水質管理、危機管理、事業の継続性が審査項目とされていることに加え、民間事業者に全てを委ねるものではなく、引き続き県が事業全体を総合的に管理するものであることから、本町の水道事業への影響はないものと捉えております。

なお、みやぎ型管理運営方式では、県が現状の委託契約を続けた場合と比較して197億円以上の経費削減効果が示されているということから、本町の水源の約8割を占める広域水道料金等の上昇も抑制されるものと考えております。

そのため、本町における水道料金の改定につきましては、5年ごとに見直される広域水道の受水料金や近隣自治体の水道料金の改定状況など、その動向を見極めるとともに、今後さらに増加する施設の大規模改修や管路の大量更新、耐震化に要する費用を考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の水道事業の広域連携についてでございますが、宮城県水道事業広域連携検討会につきましては、平成31年1月に開催された第1回目の会議において、県内の水道事業における収支の将来推計や地域部会の枠組みが示され、昨年3月までに3回開催されております。その中では、各自治体が現在の単独経営を継続した場合と各域内、圏域において施設の統廃合や管理などの一本化を図った場合の比較、さらには、経営統合による広域連携への比較など、今後40年間にわたる様々なシミュレーションが示され、それを基に協議、検討を重ねてきたところであります。しかしながら、このシミュレーションで示された財政効果は様々な過程に基づく可能性を示す算定結果であり、その結果を保証するものではないことから、今後も引き続き検討を重ねていくこととなっております。

広域連携に際しましては、地理的条件や地域特性により各自治体が保有する施設、設備や料金等の違いなどもございますので、事業の統廃合に限定することなく、構成自治体との合意形成を図りながら標準化や共同化、さらには有事の際の支援活動など、多様な連携の形を模索してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の女川原子力発電所再稼働への対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）の地域防災計画の見直しについてでございますが、議員御承知のとおり、女川原子力発電所において原子力災害が発生または発生するおそれがある場合、国が定める緊急防護措置を準備する区域であるUPZ内の住民は広域避難をすることとなっております。これまでも議会で説明を行ってまいりましたが、本町はUPZには含まれていないものの、原子力発電所における緊急事態や緊急事態により発生し得る災害に対しては、町民の皆様の関心が高いものであることから、利府町地域防災計画において原子力災害対策について定めているところであります。

原発事故発生時に町民の皆様の安心安全を確保できるよう、平常時から情報の把握、意思決

定、諸手続等に関し、国などの関係機関と緊密な連携を図るための体制構築を努めるとともに、宮城県が毎年実施している原子力防災訓練に参加するなど、有事における初動体制の確認に努めております。今後も国、県の原子力災害に関するガイドライン等の改定を注視し、必要がある場合には地域防災計画を見直してまいりたいと考えております。

次に、（２）の石巻市との協議についてでございますが、平成29年12月1日に石巻市の住民1,548人を広域避難者として受け入れるための協定を締結し、それぞれの役割や広域避難に必要な事項について取り決めており、その内容については適宜見直しを行うこととしております。コロナ禍における現在、避難所の受入体制や人数など、再検討が必要となっている事項もあることから、宮城県に方針を確認しているところでありますので御理解願います。

最後に、（３）の町民の声をどのように受け止めているのかについてお答え申し上げます。

昨年の11月9日に開催された市町村長会議において、女川原発2号機の再稼働に対する意見を求められた際、私は原子力規制委員会の審査において世界最高水準の安全基準をクリアしていることから、地元自治体の女川町、石巻市、さらには宮城県の議会においても容認の判断がなされたことなどを勘案し、再稼働に対し賛成の立場を取らせていただきました。

原発再稼働に関する世論といたしましては、報道等を見る限り、反対される方が多く、本町においても同様に反対もしくは大きな不安を抱える方が多いものと思われませんが、先般の会議での私の意見表明については日本のエネルギー事業等も鑑みての、あくまでも私個人としての意見でありますので、御理解いただければと思います。

今後も引き続き原発再稼働に対する町民の皆様の声に耳を傾けながら、必要に応じ宮城県等にそうした声を伝達するとともに、地域住民の皆様の安全安心の確保に向け、県の策定支援の下、各市町が策定している現行の避難計画の再検証を県に求めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、質問事項2からの再質問の発言を許します。
土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） それでは、質問事項の2から行きます。

まず、女川原子力発電所の災害が起きたときの対応についてでありますけれども、この問題については今までも何度も、何度もっていうか、私が3回、それから12月に木村議員が聞いていますんで4回ぐらい質問しているわけですがけれども、今までは女川原発の再稼働があまりはつきりしていない段階で聞いてきたわけですがけれども、今回、今現時点では、やはりいろいろ

なハードルを越えて、着実に女川原発の再稼働に向けて流れが大きく動いているなどという状況にあるというふうに思います。

皆さん御存じだと思いますけれども、今言ったハードルですけれども、1つは、ちょうど1年前ですけれども、原子力規制委員会が、町長も今、原発再稼働の大きな賛成理由として掲げられましたけれども、規制基準に女川原発が合格をしたということ、それから、あと去年の9月から11月にかけてですけれども、女川の町議会、それから石巻の市議会、それから宮城の県議会が再稼働の、再稼働に賛成したというよりも、再稼働してほしいという請願に賛同したということをもって賛成したというふうにみなされているわけですが、そして、女川町長、それから石巻市長、宮城の県知事、この地元の首長が再稼働に賛成の表明をしたということで、事実上、女川原発の再稼働することが可能と、一応可能となっているわけであります。ただ、規制基準に合格するためのいろいろ津波の対策として、防潮堤を15メートルぐらいかさ上げすることとか、それから、あと耐震構造をもっと強化するという、そういった工事が若干遅れているということで、実際の稼働は、冒頭言いましたけれども、令和4年、来年度以降になるという状況にはあります。ただ、そういった点でいうと、稼働の現実味というのは非常に増してきているなどという状況にあります。

そしてさらに、昨日は3.11でしたけれども、それに合わせた特集などがテレビの番組でいろいろ報道されて、地震とか、津波の状況が報道されたり、あるいはメルtdownをした福島原発の原発事故の状況というのがまたテレビでかなり繰り返し報道されるということで、そしてさらに、最近非常に強烈な地震もあったということで、原発再稼働に対する不安を感じているという町民、町民っていうか、国民も少なくないというふうに思います。

これらを踏まえると、利府町も真剣に原発事故に対する防災対策というのを、防災計画の項目として検討すべきタイミングではないのかなというふうに思いますが、そういう立場で質問していきたいと思います。

答弁では、まず防災計画の見直しについて、必要があれば見直していきたいというお話がありました。ここで確認しておきたいなというふうに思うんですけれども、原発事故の対応というのは、町としてどういうふうに、もし、先ほどちょっと説明もありましたけれども、女川原発で事故があった場合、利府町としてはどういった対応をしていくことになっているのかについて、まず説明していただきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） 土村議員の質問にお答えいたします。

町として、女川原発のほうで事故が発生した場合でございますけれども、県等からの情報収集、そういった部分の正確な情報の把握に努め、住民に対して情報の提供等を図ってまいるといいう形を取るために、町のほうの配備体制のほうを敷くこととしております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そういうことも含めて、町民にはどういうことを、この原発の事故があった場合に、何ていうの、どういう形で……何ていうのかな、対応してくださいという具体的なことについては、今までもずっと言っているんです。原発から50キロ離れているので、もちろん30キロ圏外ですからUPZには入らないということで、基本的には屋内退避というふうに言われていると思うんですが、その辺のちょっと確認をお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、利府町の場合、UPZ、30キロ圏外ということになっておりますので、そういった中で事故の状況と県からの情報等を正確に住民に伝える。住民の皆様に対してはどういった指示になるか、その情報を基に判断せざるを得ないかと思っておりますけれども、基本的に圏域外ということになっておりますので、まず放射性物質が漏れているかどうかで、そういうことが一番問題になってくるかと思えます。そういった場合、体への取り込みを避けるために屋内退避というのがやっぱり基本的なことになってくるかと思われませんが、その辺も踏まえまして、どういった状況になっているか、これの正確な情報の把握に努めてまいりたい。それをもって住民に周知してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 屋内退避とかが非常に、それで本当に住民の安全が守られるのかなという点では、非常に私は不安に感じるんです。女川原発と確かに50キロ離れていますけれども、放射能の被曝の広がりっていうのは、コンパスで30キロの円を書いてそこで止まるというものではないわけです。もちろん御存じだと思いますけれども、福島を見れば分かるんですけれども、風向き次第によっては50キロであろうが60キロであろうが、深刻な放射能は飛んでいくという状況にあるわけです。そういったことを考えると、本当に屋内退避で、あるいは、前、答弁では車への退避というのもあったんですけれども、屋内、家の中か車に退避するのが原発事故があったときの利府町民の避難行動だよというふうに防災計画では書かれているわけですが

れども、それで本当にいいのかなと。ここはやっぱり改善しなくちゃいけないのではないのかなというふうに私は思うんですけども、その辺について、屋内退避あるいは車への避難以外に、さらに深刻な放射能が利府町に降り注いできたときの対応っていうのは、これで十分だというふうに思っているのかどうか、その辺について検討したのかどうかも含めて答弁ください。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、放射線が空気中に、利府町の場合、議員おっしゃるとおり、50キロ圏に入ってくるわけですが、そういった中で、そのときの気象状況等、そういったものによっては、やはり福島原発の際もそうでしたが、30キロ圏を越えて放射能が影響を及ぼすというようなことも想定され得るものではあると思っております。そういった中で、しからばどういうふうに、屋内退避だけ安全なのかということですが、まずはやはりどういった状況なのか、利府町にどういう影響が及ぶのか、及ぼされるのか、おそれがあるか、そういったことがやはり県のほうから情報も伝達されてくるようになっておりますので、それを踏まえた上で住民の皆さんに適切な行動を取っていただけるよう周知していければと、広報活動、防災無線とか、そういったものでやっていければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） これは別に利府町が悪いわけではないんで、課長を問い詰めてもしようがないっていう部分があるんですけども、じゃあ、ちょっと町長に伺います。そんな難しい話じゃないんです。女川原発で事故があって、万が一メルトダウンしたと。そのときに放射能が舞い上がりますよね。そのときに風向き次第では利府町に飛んでくる可能性もあるわけです。そのときに、利府の町民は屋内退避か車への退避で本当に放射能からの被曝に生命を守ることができるのかということについては、常識的に考えて、それでは私は駄目だと。やっぱり放射能から一刻も早く逃げることが必要だというふうに思うんですけども、そういう状況の中で、放射能が来ているのに何マイクロシーベルトって、例えば、飯舘村のように深刻な状況の場合、利府町民は車への避難あるいは屋内退避でいいのかということについて、町長としてはどう思いますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の質問にお答えします。

今、想定をいろいろしていかなければならないと思っております。そういった意味で、刻々

と見直しはしていかなければいけないという立場でございます。

10年前の3.11のことを思い返すと、SPEEDIという拡散予測システムが隠蔽されていたという事実がございます。そのSPEEDIが機能していたんですけれども、政権がしっかりとその情報を出していれば逃げる道筋までしっかりと指示できたと私は考えております。残念ながら、その情報がなかったために、風に、最初はボーンと水素爆発をして、太平洋にその風が抜けていって、その風が戻ってきて、残念ながら飯館や浪江のほうに放射性物質が落ちてしまったというところ。しかし、それは後から出てきたSPEEDIの情報を見ると、そのとおりになっていたんです。なので、そのSPEEDIの情報をはじめ、どのように危機管理をしていく上で情報を取っていくのか、または連携していくのか。また、政権がまともな政権であるのかということは重要な要素になってくると思います。そして、その政権を選ぶのは選挙において我々国民の責務でございますので、中心、リーダーを選ぶということは常にしっかりと、私たちが課せられている大きな危機対応の一つだと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 政権の問題、それも大事な問題だけれども、そこは聞いていないんです。

女川原発が万が一メルトダウンをして放射能が利府町に飛んできたと。何マイクロシーベルトかな、100とか200飛んできたら大変なんだけれども、何十マイクロシーベルトの放射能が利府町に降り注いでいるときに、降り注いでいるときに、利府町民はこの防災計画では自宅待機あるいは車への待機となっているんです。利府町から外へ逃げてはいけないとは書いていないけれども、逃げるという方針ではないんですよね。それでいいのかどうかと。逃げなくていいのかと、自宅待機でいいのかということについて、町長としてどう思いますかという質問。そこだけ。シンプルに教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） それは国民保護の観点からいうと、逃げるということを私は否定することではありません。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 常識的にいえばそうですね。放射能が降り注いでいるのに、家の中で屋内退避していたら、放射線をこう、家を、鉛の板なら貫かないけれども、木造では貫いて体に降り注いでくるということになりますから、やっぱり逃げるのが一番なんです。そういうことをこの防災計画の防災対策の中で議論して改善していくべきではないのかということをおは

言っているわけですがけれども、その点について、町長の見解伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 放射性物質は目に見えません。逃げるということを一言で言っても、どこに逃げたらいいのかということは、国民、その立場に、災害を目前とした、または直面したときに迷う。または、下手に逃げて、車で逃げてあの大渋滞を起こしてしまったら、さらに、もしかしたら二次被害が増えるかもしれない。そういった意味で、先ほどSPEEDIの情報というのは非常に大事だと。また、それを伝達する機関が機能しておく、または連携しておく、または訓練しておくということは非常に大事であるということ。逃げろ、逃げろと言って、どこに逃げたらいいんですかと言われたときに、私たちは答えなければいけない。そして、どこに逃げたらいいのかということ判断基準をするには情報が必要であると、こういうことを示しております。そのあらゆる想定を考えて防災計画ということは示さなければならないという答えであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そうなんです。確かにそうなの。放射能は目に見えないんです。火事だったら煙もくもくって、それが見えるから煙から逃げられるけれども、放射能は目には見えないうし、臭いもないということで、逃げられないんです。だから、結論としては、そうすると、放射能から逃げられないのであれば、放射能を出さないようにすればいいわけです。放射能出さないためにするためにはどうすればいいのかと言えば、究極的に言うと、女川原発の再稼働しなければいいということに行き着くというふうに、町長、思いませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 残念ながら行き着きません。

私たちの生活の豊かさを支えているのはエネルギーであることは論を待たないと思います。そして、今、脱炭素社会に向けて、2050年までということ実質排出が出ないようにしようということ菅総理も打ち出しました。そうしたCO₂を出さないということを鑑みれば、そしてこの豊かな社会を、そして国を支えていくエネルギーということを考えていけば、技術革新、イノベーションを基に、何とか何とか原発に依存しない社会というものをつくるということ大目標に抱えていても、今ある原子力発電は使わざるを得ない。この豊かな社会を支えるには、産業社会を支える、そして国民の暮らしを支えるということを考えれば、そうした選択をせざるを得ないというのは私の持っている考えであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） なかなか進まないんですけども。質問事項の3にちょっと今つながってはきているんですけども、今日、町長とずっと議論する形になるのかなというふうに思いますけれども、町長は行き着かないと、原発再稼働をする必要があると。豊かな生活の恩恵を受けるためにはやっぱり原発再稼働が必要だという立場ですよ。

ただ、その前、今のやり取りの前だと、原発から事故があって、放射能が噴き出してきたときに、利府町民はどうすればいいのかと。基本的には屋内退避と車、屋内か車への退避ということになっているけれども、それでは駄目だろうと私言ったわけです。逃げなきゃいけないのではないのということで町長に言ったら、その放射能が降り注いでも、放射能は目に見えないし分からないので、逃げられないと。どこに逃げていいか分からないと、そういうのがその放射能、原発事故における放射能の汚染の実態なんです。だから、そういう、放射能が飛んで来ないようにするためには原発で事故を起こさないというのが大事ですけども、起こす可能性がないわけではないですよ。原発で事故が起きないという、あの福島原発の前の安全神話がありましたけれども、今はもうその安全神話は壊滅していますから、福島で実際にそういう原発の事故が起きているわけですから。そういう点でいうと、放射能を利府町に降り注がせないためには女川原発で事故を起こさないということが一番大事なことなんですけれども、原発が稼働していれば必ず、必ずとは言わないけれども、事故が起きる可能性っていうのは十分あり得るわけです。だから、そういう事故が起きる可能性を抱えながら原発を稼働して豊かな生活の恩恵を国民は、国民っていうのかな、町民は得るために再稼働は必要だということではないんですか。その原発事故はじゃあ絶対に起きないというふうに町長は断言できますか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） この原子力発電所に関する議論になると極端になるんです。絶対反対か、絶対賛成というところに行きがちになるんですけども、私はそういう論は取りません。

まず、大前提に立つ議論がそもそも違うのでなかなかかみ合わないのかなということ、今、土村議員の御発言を聞いて感じておりました。

まず、事故を起こさないために私たちは原子力安全規制庁というものをつくったと思っております。それはなぜつくったかという、先ほど土村議員がおっしゃった安全神話というものを絶対つukらないということ。絶対はないかもしれませんが、安全神話に支えられたエネルギー政策をしないということ。それで、原子力村と呼ばれているものの解体に取りかかりました。

その解体ということはどういうことか。3.11以前は保安院というものがありました。実質規制するところでございます。その保安院はどこに所属であったか。経済産業省であったんです。

（「原発の事故が起きるかどうか、どう思いますかっていう」の声あり）私はそもそもの議論がかみ合わないのは、そもそも議論する土台が、立場が違うからだと思っておりますので、その土台を今説明しているところであります。その原子力村を解体するのに、まず私たちは原子力規制庁設置法案というものをつくりました。そこで経済産業省内にあったブレーキ役の保安院とアクセル役の部署を完全に分ける。人材交流もさせないということ。それで原子力村の解体、または安全神話を解体するということに取りかかったわけです。そして、新基準と言われているもの、これは土村議員も御案内でしょう。東日本大震災のときの震度は530弱のガルだった。瞬間的に震度を測る単位でございますが、今回の新基準は1,000ガルということクリアしないと駄目だということ。これは非常に高いハードルでございます。そうした新基準をつくって、そして規制庁という新たにブレーキ、アメリカのNRCのような役割をする規制庁をつくって、しっかり原子力を監視していくんだということ。事故を絶対に起こさない。これは絶対という言葉を使うと安全神話につながってしまうので使いたくはありませんが、そうした事故を起こさない、未然に予防する。そして事故からの教訓は何だったのか。反省点を踏まえて政策をつくって再稼働につなげていく。これが私は技術の進歩だと思っておりますので、その上で土台の議論をしておりますので、事故が起こったときの場合も、先ほどお話をさせていただきましたが、逃げるは逃げるでも、どういうふうに逃げたらいいのかということも計画に織り込まないといけないという話もさせていただいた次第です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 規制庁の話とかも分かってはいますけれども、そこはあまりこの議論とかみ合わないんでないのかなと思うんです。今、町長言いましたけれども、原子力災害、原発事故は絶対に起こさないという立場で、いろいろ規制庁も基準をつくったり、新しい規制庁、新基準をつくったり、あるいは、地震の揺れ、530ガルが1,000ガルとか。あと、津波の予想も今までの13かな、15メートルを二十何メートルに引き上げたという、そういう基準を改定したわけですがけれども、改定したんだけれども、これは原発事故を絶対に、当たり前ですがけれども、絶対に起こさないためにいろいろ取り組んでいるんです。ただ、こういう取組をしても事故が起きるといえる可能性はあるのではないんですかということについては、明確に、明確にちょっと、シンプルに、事故が起きるかどうかについて町長はどう思っているのか。絶対に起こさ

ないという立場でいろいろ取り組んでいるというのは分かります。そういう中でも原発事故が起きるといふことも想定はされますよね。されますよね。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） もちろん、何か万が一のことがあって事故が起きるといふ可能性、そして想定は考えられると思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） そこなんですよ、大事な。いろいろ努力してやっているけれども、原発の事故っていうのは起きる可能性があるんです。そのときに、メルトダウンしたときに放射能が空中に降り上がってっていうの、舞い上がって、利府町とかほかの自治体にも注いでくるということがあり得るわけです。だから、放射能が降り注がないためには原発の事故を起こさない。そのためには原発を稼働させないというのは一番の安全対策だといふふうに思うんですけども、そういう考えにはやっぱり町長は行き着かないわけですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） これは共産党の皆様は党是として反核、反原発と掲げている限りは、私との議論は恐らくそのまま平行線になると考えております。

そして、もし事故が起こった場合、そして、それを想定して訓練等々をするか。それはもちろんそのとおりでございます。そして、それが利府町に、町民に影響を与える。もちろん影響を与えるんであります。しかし、3.11の事故を教訓とするならば、風がちょうど太平洋に向かっていたときに菅 直人総理が視察に入るところが、タイミングがありました。それでベントができなかった。いわゆる放射性物質を逃がすことができなかったという、私たちは教訓を得ているはずですよ。

そういったことを含めて、もし事故に遭ったときに、どのように加熱する放射性物質、水蒸気を逃がしていくのかということも東北電力女川原発では対策が取られておりますので、そうしたシビアアクシデントに対する技術的なカバーというものをしっかりと注視していかなければならないという立場であります。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっと話進めましょう。

避難計画について、何ていうの、自宅待機とか、放射能が飛んできたときの自宅待機とか、車への避難だけではちょっとやっぱり十分ではないなと思いますし、じゃあやっぱり逃げるの

かといっても、さっき町長言ったように、どこに逃げていいか分からないという逼迫した状況もあるけれども、やはりSPEEDIなど今回は情報公開されるかもしれないし、風向きとかもいろいろコンピューターで予想すればかなり正確に出ると思うんで、どちらのほうに逃げたらいいいのかというのは、10年前と比較すれば少し正確な結果が、結果っていうか、想定がされると思うんで、それに沿って利府町民も、例えば、さっき言いましたけれども、飯舘村のように深刻な放射能が降り注いできたなら町外に逃げるという必要もあるのではないかなというふうに思いますが、その辺は否定はしない。どこに逃げていいか分かんないっていうけれども、でも、降り注いでいるときにそこにいるわけにはいかないですよ。福島は20キロ圏内だって、逃げ方がちょっと間違った部分に逃げたこともあるんだけど、20キロ圏内はとにかく逃げろという、国の方針で逃がさせられたわけですけども、今回も取りあえず30キロ圏内の人はそれぞれの各県内の市町村に逃げるわけですけども、30キロから外の人たちも、利府町も含めて、やはり原発から一刻も早く遠ざかるということが必要だというふうに思うんですけども、そういうことを町の防災計画の中に書き込むように検討したらどうかというふうに思うんですけども、その辺については、町長としてはどういう考えでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

あらゆることを想定して計画に盛り込まなければならないと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） この屋内退避じゃなくて、やっぱり福島の場合を見れば、30キロ圏外でも、全町民が避難する必要があるんじゃないのということは、前の町長といろいろやり取りして、平成28年のときに、やっぱり町外に避難ということも考えられるのではないかとこのことを質問したら、前の鈴木勝雄町長もそういう私の提案に、検討する必要があるということを議会で答弁しているんです。議事録見たんですけども、こう言っています。風向きによっては利府町の全町民避難などあらゆることも想定しなければならないと。最悪の場合も想定して全町民避難した場合、どこが受け入れてくれるのか、そこが問題なんですけれども、3万6,000人の町民を受け入れてくれる自治体が果たしてあるのかどうかということなんですけれども。ただ、その問題については県と全体で協議をしなければいけないと。最悪の想定はしなければいけないというふうに思っている。避難する、県の方針では避難するのは30キロ圏内という話だけでも、私さっき言いましたけれども、前の町長も言ったんです。同心円的に放

射能の被害が拡大するのではなくて、帯状に広がったという福島原発事故の事例を考えると、決して利府町も安全ではないというふうに町長としては考えているというふうに、これは議事録で書かれているんですけども、そういったことを踏まえると、これは町の答弁ですから。町長の答弁ですけども、平成28年当時の町の答弁としては、全町民避難も検討しなければいけないと言っていたんです。そういうことを踏まえると、やはり全町民避難の検討というか、防災計画の中で議論をするという必要があるのではないかというふうに思いますけれども、一応確認しておきます、もう一度。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 危機管理ですので、あらゆることは想定しなければならないと、以前申し上げたとおりと同じになりますが、そのとおりだと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） じゃあ、次に行きます。

次、石巻の問題です。

答弁では、協定の内容について様々な課題があるというふうに認識していると思いますけれども、それに加えて、今コロナ禍の問題ということもありますので、再検討が必要なことについて県に確認しているという町長の答弁だったんですけども、この問題については今まで2回ぐらい、2回か3回聞いていますけれども、そのときには、県とももちろん確認する必要もあるんですけども、利府町は石巻と協定を結んでいるので、その協定の内容についていろんな課題があったわけです。その問題について石巻と協議していくというお話だったわけですけども、もうこの協定を結んでから、平成29年の3月ですからもう4年たつわけで、この4年間にいろんな課題があるわけです。本当に利府町に自家用車で逃げてくるんですけども、石巻市民。本当に来られるのかどうかとか、そういう実行制の問題とかいろいろあるんですけども、課題が。そういう問題について、この4年間で何か話し合っ、そして課題解決につながったということはあるんですか。それは課長だな。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

石巻との協定を結んでからやはり年数がたっております。その中で、協定の中でも見えている課題、それから、毎年県と原発周辺市町村と一緒にやっている防災訓練、原発事故を想定した防災訓練等でも、こういった形で避難者を避難させるか、そういった部分で課題等も見え

ているというのが、やっぱり訓練を重ねるにつれて見えてきている部分もございます。そういった部分について、県のほうにも方針を確認しているというのが先ほど答弁の中で町長が申したとおりでございます。あと、石巻市との協議という部分でございますけれども、例年会議等を県主催で開催しておりますので、その中でも議論はされておりますが、課題の整理にはまだ至っていないといったところでございます。令和2年度につきましては、コロナ禍もあってちょっと会議のほうがなかなか開けていなかったというのもございます。ということで、現時点ではまだクリアできているような課題、小さい部分はあるかと思いますが、できていないのがほとんどでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） いろいろ課題があるということで、前にも、去年の3月でも質問しているんですけども、課題について話を進めていくという答弁だったんです。今、課長が、いや、コロナ禍なんでなかなか会合が持てないということだったんですけども、今Zoomの会議できますから。この間、議会と町長もZoomでやりましたけれども、Zoomの会議で十分、別に集会でたくさんの人集まって対策会議するわけでないんで、石巻の担当者の皆さんとこちらの防災の担当者の皆さんが話をすればいいだけです。Zoomで協議、課題の解決に向けての話し合いというのは十分できるというふうに思いますんで、やってほしいなと思います。

この石巻の避難計画が策定されたのは、さっき言いましたけれども、平成29年の3月ということで、石巻の計画を見ると、利府町に1,548人の方々が避難をするということが明記されているわけです。策定したときからもう既に4年経過しているわけですけども、避難する人の地域、これも決まっていました。石巻のイオンの周辺の皆さんだと思うんですけども、その地域の皆さんと、それから人数については、多分4年たっていますから変動があるのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどういう状況なんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答え申し上げます。

石巻市との広域避難の受入れ、協定を結ぶ際に避難者の受入人数については県から指示されている人数、通知が来て、利府町では1,548人を受け入れてくれということで指示がされております。現状4年なりたっておりますので、人数の変動はあるかと思われましても、そういった部分での修正の通知等も来てはいないところでございます。現時点ではこの協定の人数が最大限という形で捉えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 石巻の皆さんの避難の問題ですけれども、石巻市の避難計画があるわけだけれども、これを読むと、石巻市の15万人の市民を、さっき言ったけれども、自家用車で全県の市町村に一齐に避難をさせるということになっているわけです。本当にこれ実効性があるのかなということで、石巻市さんの問題ですから、問題なんだけれども、非常に私としては心配だし、この問題について解決しなければ、実効性について解決しなければ、利府町でも受け入れるときに本当に千五百何人になるか分かんないけれども、1,500人ぐらいの石巻市民を受け入れる体制が取れないというふうに思うんだけれども、そういった点で、話合いの中で実効性についてはいろいろ努力していますよというような話はされているというか、実効性が上がっていると思っていいんですか。15万人が車で一齐に全市町村に逃げるという問題について、かなりこれ難しいと思うんだけれども、その実効性が原発再稼働の賛否のときにも問題になったけれども、実効性については上がってきているの。訓練やっているというお話だったんだけれども、どうなんですか、その辺は。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活安全課長。

○生活安全課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

避難の実効性についてでございますが、先ほどもお話ししたんですけれども、防災訓練、県が主催でやっております。こういった部分でやはり避難路、そこを通る車、大多数予想されます。そういった部分での課題が見えてきているということもあったものですから、町長が答弁しておりますとおり、県のほうに、当然県が入っていただいて、避難の方向性、そういったものも議論すべき話ということになりますので、そういった部分で確認をしているという答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） この避難の実効性というのは、私は個人的に言ってないと思います。15万人の市民、15万人っていうのは石巻市だけで15万人ですけれども、それに含めて加美町とか、東松島市とかも含まれると、20万人が自家用車で一齐にそれぞれの指定された市町村に避難をするということなんですけれども、それ考えただけでも、実際に訓練する前に、20万人が一齐に自家用車で、それも逃げる道路っていうのは三陸道と国道45号線と、あと古川に行く大きな県道か国道あるけれども、大きな道路は3つしかないわけです。そこに20万が一斉に車で逃げたら、これは逃げられないと、実効性なんていうのはないんじゃないのかなというふうに

私は思うんですけども、その辺について率直に、町長でいいや、町長、どう思います。町長でいいやって、失礼ですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 計画は計画なんです。ただ、計画は人がつくったものですから、土村議員の懸念もよく重々承知します。また、今の御発言も私もそのとおりだというふうに思っております。なので、県、国の皆さんとはしっかりと打合せ、話合い等々はしていかなければならないと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） なぜこういうことを言うかという、さっき原発の放射能からは逃げられないという話もしました。そして、今回この20万人の一斉避難、事故があったときの一斉避難というのも、実効性を考えれば、それは全然逃げられないとは言わなくても、20万人が全部逃げられるというふうにはちょっと冷静に考えたら無理です。無理だと思います。さらに、石巻から利府町には避難しやすいです。三陸道とか45号線あるから、道路一本で来ますから。ところが、石巻の防災計画見ると、避難先が七ヶ宿に450人、それから川崎町に800人とか、丸森町には1,800人、蔵王町には1,730人が逃げると。どうですか。だって七ヶ宿とか丸森に行けてと言われても、私も今カーナビがあるから行けるかもわかんないけれども、なかなか七ヶ宿の何とか小学校まで行きなさいと言われてもね、そう簡単ではないんです。と思います。そういうことを考えると、これは平成28年のときに鈴木勝雄町長も言ったんだけど、石巻で指定された市民が指定されたところじゃなくてやっぱり行きやすい、利府町はすごく行きやすいわけですから、そういうことで、身近な利府町に指定された1,548人どころじゃなくて、それ以上の多くの石巻市民が避難をしてくるのではないのかなと、そういう懸念があるというふうに思ったんですけども、その辺については。どっちだ。町長。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の御懸念は重々、今、賜りました。ただ、話の内容、殊、話の内容ということについては、これは県議会とかの話のレベルなんではないかなと思って聞いておりました。なので、私たちはあらゆることを鑑みて、計画に落とし込めるところは落とし込む、そして話合いで変えていけるところは変えていくという、こういう姿勢は崩さないでいきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君）　じゃあ、ちょっと3番目。最後、2分だから。

再稼働に対する町民の声をどう受け止めていくのかと、町長がということについて、今まで議論やったわけですけども、やっぱり反対と賛成で意見が分かれるという話だったんですけども、私と町長では。

ただ、町民の、ここの答弁にもありますけれども、町民も女川原発の再稼働に反対というか、不安を抱える町民が多いというふうに思うんです。河北新報の世論調査では、去年の3月に世論調査しましたけれども、6割の有権者、調査した有権者の6割が女川原発再稼働に反対という結果だったわけです。そういう市民、町民の女川原発再稼働に対する思いと、町長が今までいろいろ見解述べられましたけれども、再稼働にいろんな事故防止の段取りをしながら事故を起ささないように、そして豊かな生活をするためには原発再稼働は必要だと、賛成だという立場ですけども、これ乖離していますよね、町民っていうか、市民、県民、町民の女川原発に対する思いと町長の原発再稼働賛成という点では、全く乖離しているわけですけども、この乖離を埋めるためには、町民の意見を変えるというよりも、町民の意見をこれからいろいろ聞きながら町長の見解を少しずつ軌道修正、全く変えろとは言わないけれども、少しずつ軌道修正をして、県民の思いに寄り添っていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、最後、ぜひ。これYouTubeで全部流れていますから、これもやっぱり町民もいろいろ判断する基準になるというふうに思いますので、町長の見解を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君）　町長。

○町長（熊谷　大君）　土村議員の再質問にお答えします。

その調査の母数が気になるところでございますが、私のところに入っている、明確に反対ですというふうにおっしゃられた町民の方は2件ということでございます。私たちはその2件、2つの意見というものも非常に尊重して、または行動計画や避難計画に反映させていきたいというふうに思っておりますし、皆様御案内のとおり、町民会議、オンラインで開催をいたしております。また、私もあらゆる機会を捉まえて、私の発言についての説明、補足説明などもさせていただいております。町民の皆様からの御意見は常にオープンに聞いてまいりますし、聞く姿勢を崩したことは今までもこれからも一度もございません。

○議長（吉岡伸二郎君）　土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君）　じゃあ水道事業については、一応資料用意してきたんですけども、答弁書で伺ったことを参考にして検討していきたいと思います。以上で、時間ですので終わります。

す。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年3月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆様、当局の皆様、大変御苦勞さまでした。

午後0時10分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和3年3月12日

議 長

署名議員

署名議員